

使用前検査変更申請書

廃炉発官R2第46号
令和2年5月13日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

平成31年1月11日付け廃炉発官30第263号をもって申請した
放射性物質分析・研究施設第1棟の分析設備，換気空調設備，液体廃棄物一時貯留設備，漏えい検出装置及び警報装置並びに液体廃棄物一時貯留設備の堰に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので，東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により，次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 放射性物質分析・研究施設第1棟 分析設備※ 換気空調設備※ 液体廃棄物一時貯留設備※ ※：実施計画 II.2.41.2.1 主要仕様参照 漏えい検出装置及び警報装置 液体廃棄物一時貯留設備の堰
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (<u>実施計画の変更認可年月日</u> ： <u>令和 2年 3月 4日</u>)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができ る状態になった時
	設備の組立てが完了した時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 平成31年 3月29日 至 <u>令和 2年 12月28日</u>
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 株式会社高田工業所 本社工場
申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期	<u>令和 3年 1月31日</u>

注) 下線は、変更箇所を示す。

変更事由

社内検査方法の検討により工事工程を見直した。

また、実施計画の変更認可に伴い、「実施計画の認可年月日」を最新の実施計画の変更認可年月日に修正し、併せて改元に伴い「検査を受けようとする期日」及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」の元号を変更する。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

本検査は2. に示すとおり、管理対象区域外にて行われるため、放射線管理は要しない。

2. 検査場所の区域区分

・福島第一原子力発電所

放射性物質分析・研究施設第1棟：管理対象区域外

別添　：　検査場所図

以上

検査場所図

